

公民館で サークル をつくらう!!

自分たちで
学習活動や
趣味サークル活動
をやりたいなあ。。。

そんなお考えの
あなた!



公民館を利用して、
サークル活動を始めて
みませんか？

Q どんな人が公民館を利用できるの？

市内に所在地のある団体が利用できます。ただし、代表者は18歳以上の者（高校生を除く）で市内在住、在勤又は在学である必要があります。

※ 次の場合は利用できません。

- ・ 営利を目的としているとき
- ・ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
- ・ 特定の政治及び宗教活動を目的としていると認められるとき
- ・ 上記のほか管理上不適当と認められるとき

Q 公民館を利用するには？

中央公民館を利用する場合は、窓口で「利用者登録申請」を行い、「利用登録証」を作る必要があります。申請方法については、裏面をご覧ください。

Q 公民館の部屋の予約方法は？

利用者登録後、窓口で直接、又は「施設予約システム（インターネット）」から予約申込ができます。電話やメールでの予約は受け付けていません。

その他

「地区の公民館はどうやって利用するの？」
「サークル会員を募集するチラシを掲示したい！」など、
サークル活動で気になることがあれば、中央公民館へご相談ください！



お問合せはこちら

尾張旭市中央公民館
〒488-0803
尾張旭市東大道町山の内2410番地2
電話 0561-54-5300
FAX 0561-52-5766

公民館についての詳細はこちら

尾張旭市のホームページをご覧ください。
公民館ごとの施設情報や、お部屋の料金を
掲載しています。

尾張旭市 公民館

検索



利用者登録申請のしかた

中央公民館の窓口で手続きができます。「尾張旭市立公民館施設予約システム利用者登録申請書」に必要事項を記入して、窓口へ提出してください。 ※申請書は窓口にあります。

記載例

尾張旭市立公民館施設予約システム利用者登録申請書
申請日 平成●年●月●日

尾張市教育委員会 殿

次のとおり申請します。

「※」のついている項目は必須記入項目です。

フリガナ ※	△△△どうこうかい		
団体名 ※	△△△同好会		
所在地 ※	〒488-XXXX 《市内の住所を御記入ください。》 尾張旭市▲▲町▲丁目▲番地		
電話番号 ※	0561-●●-●●●●		
団体 代表者 ※	氏名 ※	公民 館太郎	
	住所 ※	〒488-XXXX 尾張旭市▲▲町▲丁目▲番地	
	電話番号 ※	090-0000-0000	
	勤務先・学校	(代表者の住所が市外の場合のみ必須記入項目)	
団体 担当者 ※	氏名 ※	生涯学 習子	
	住所 ※	〒488-XXXX 尾張旭市□□町□ □□ハイツ□号室	
	電話番号 ※	0561-◆◆-◆◆◆◆/090-◇◇◇◇-◇◇◇◇	
主な利用目的	△△△について学び作品を作る。	会員数	15 人
メールアドレス	[◎][－]等の記号をはっきりと御記入ください。 ■■■■■@■■■■.■■■■.jp		

(下欄は記入しないでください。)

利用ID									確 認	処 理
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--------

パスワード登録申請書 (尾張旭市立公民館施設予約システム)

次のとおり申請します。

団体名 ※	△△△△同好会			
パスワード ※ (4桁の任意の数字)	*	*	*	*

持ち物

本人確認書類

※ 免許証や健康保険証など

【団体所在地】

代表者の住所可
代表者が市内在勤者の場合は
代表者勤務先住所を記入

【代表者電話番号】

日中連絡のつく番号を記入

【代表者勤務先・学校】

代表者が市外在住の場合は勤務先及び勤務先住所を記入

【担当者氏名】

申請手続き等を主に担当する者を記入

【担当者電話番号】

日中連絡のつく番号を記入

【主な利用目的】

活動内容及び団体参加人数を記入

【メールアドレス】

インターネットによる施設予約等を利用する際に必要となります。アドレスは、後日登録いただくことができます。

【パスワード】

インターネットによる施設予約等を利用する際に入力が必要となります。

- 利用IDが記載された「利用登録証」をゲット！
- IDは各種申込書に記入が必要です。「利用登録証」は大切に保管してください。
- 「利用登録証」の有効期限は発効日から3年です。引き続き利用する場合は、窓口で更新手続きを行いましょ。

